

平成28年4月1日

愛媛大学医学部附属病院長

医療未収金管理回収を「**弁護士法人 一番町総合法律事務所**」へ変更委託しました

国立大学法人愛媛大学医学部附属病院における医療未収金が多額になっています。

このため、適切に収めていただいている方との負担の公平性を確保する事を目的として、平成22年2月1日から医療未収金管理回収を「**弁護士法人 館野法律事務所**」へ委託していましたが、平成28年4月1日から「**弁護士法人 一番町総合法律事務所**」へ変更いたしました。

今後、お支払いされていない方には「**弁護士法人 一番町総合法律事務所**」からお支払いについてのご案内をいたします。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 新委託者

- (1)名 称 「**弁護士法人 一番町総合法律事務所**」
- (2)所 在 地 東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル
- (3)代表者氏名 弁護士 神崎 浩昭

2. 業務開始日

平成28年4月1日

なお、旧委託先の「**弁護士法人 館野法律事務所**」へお支払いされている方は、引き続き「**弁護士法人 館野法律事務所**」へお支払いくださるようお願いいたします。

3. 旧委託者

- (1)名 称 「**弁護士法人 館野法律事務所**」
- (2)所 在 地 東京都渋谷区渋谷2-16-8南雲ビル4階
- (3)代表者氏名 弁護士 館野 完